



第1章

四季に輝くやすらぎのまち

1. 快適環境づくりの総合的推進

(1) 現状と課題

本町は、町域の7割以上を占める森林や阿賀川など豊かな自然環境に恵まれていますが、しかし、産業構造や生活環境の変化などにより、市街地近郊の農地や山林、水辺環境への影響が問題となっており、生態系への影響についても問題視されています。

本町の豊かな自然環境を大切に保全していくことは、本町のみならず会津地域の広域的な観点からみても極めて重要なことであり、住民、事業者、行政が一体となって、適正な森林の保全・育成、河川の水質や水辺環境の保全、動植物などの生態系の保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

その一方で、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しており、本町も一地域として、積極的に環境問題に取り組む必要があるため、省エネルギーの推進とともに、太陽や風、雪、バイオマスなどの新エネルギーの積極的な導入が求められています。

また、豊かな自然を身近に感じることで、自然の大切さや環境保全の重要性について理解を促すため、自然にふれあうことのできる場や機会の充実に努めていくことも必要になります。

バイオマス
生物を利用して有用物質
やエネルギーを得ること。

(2) 施策の基本方針

住民が誇りに思う豊かな自然環境、美しい景観を次の世代へと引き継いでいくために、環境基本計画や景観計画などの計画に基づき、森林や河川、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全します。また、新エネルギーの導入や省エネルギーの実践を、住民、事業者、行政の協働により積極的に取り組みます。

(3) 施策内容

清流を育む山林の保全

無秩序な開発を抑制するとともに森林の施業を促進し、将来にわたり清流をかん養する山林の保全を図ります。

山林は、土砂崩れ防止や景観形成、環境保全、生き物の生息の場等多様な役割を果たしており、多面的な視点で保全に努めます。

水辺環境・水質の保全

潤いのある景観の形成や生物の身近な生息の場となっている河川、ため池などの水辺環境の持つ重要性を再認識し、防災に配慮しながら保全に努めます。

生活や農業など住民活動を支えている河川や地下水、湧水の水質を保全するため、住民・事業者、来訪者への啓発、環境美化活動を推進します。

環境にやさしい施策の推進

太陽光や風力、雪、バイオマスなど環境負荷の少ない新しいエネルギーの活用を推進します。

特に、公共施設へ積極的に導入し、住民への意識啓発を図ります。

地球温暖化防止に向けて、住民・事業者・行政が率先した省エネルギーの推進など地球環境への配慮を行う対策を進めます。

環境教育・啓発活動の推進

環境学習や環境に関する啓発イベント等を開催し、自然環境を保全することの大切さを住民に伝え意識の啓発を図ります。

庁内における環境管理システムの構築

地球温暖化防止実行計画の策定や環境マネジメントシステム の認定に向けた取り組みを進めます。

環境マネジメントシステム
環境保全の目的を企業や組織内で体系化し、有効に機能させるためのシステム。
環境管理システム。

2 . 公園・緑地・水辺の整備

(1) 現状と課題

公園や緑地などの憩いの空間は、住民生活に潤いと安らぎをもたらし、住民の交流やふれあいの場としても重要な役割を担っています。本町には、豊かな自然環境を活かした白鳳山公園、蓋沼森林公園、せせらぎ公園などが整備されていますが、身近な憩いの場となる市街地内の公園・緑地については不足しており、多様化するレクリエーションニーズ等に対応していくためには十分とはいえない状況です。

今後は、自然環境との調和を基本としながら自然と身近に接することができる緑地空間の一層の充実を図っていくとともに、住民が身近な生活空間において気軽に利用できる特色をもった公園・緑地を各地域に整備していく必要があります。

また、公園・緑地の整備だけでなく、公共公益施設や工場などの大規模施設や住宅地の緑化、街路樹の整備などによる緑化を進め、潤いのある市街地形成を図っていくことも必要です。

町内には、阿賀川などの一級河川や普通河川など、大小さまざまな河川が流れ、水資源を供給するとともに、住民生活に潤いや安らぎを与えています。水辺に親しみ、生き物にふれあう環境として、多自然型の川づくり などに取り組んでいくことが必要とされています。

多自然型の川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行うもの。

(2) 施策の基本方針

山林や河川などの自然環境を活用し、地域的なバランスも考慮しながら、住民生活に潤いと安らぎをもたらす魅力ある公園・緑地づくりを進めます。

緑美しいまちづくりに向けて、町全体での緑化活動を進めます。

(3) 施策内容

公園及び歩行・散策空間の整備

緑の基本計画に基づき、身近な憩いの場、レクリエーションの場、緊急時の避難の場など多様な役割を果たす公園・緑地の創出を図ります。本町の豊かな自然、特徴的な歴史資源を活用した、特色のある公園整備に努めます。

河川や用水路などを利用して、気軽に自然に親しめる歩行・散策空間の整備に努めます。

各地に整備されている公園については、子どもや高齢者が安心して利用できるよう、公園内の施設の安全管理や更新を行います。

住民、事業所、行政の協働による緑化の推進

地域住民のニーズや意向を踏まえながら、住民参加による公園整備に取り組みます。

公共施設の緑化に先導的に取り組み、住民、事業所の緑化を誘導します。

幼稚園、保育園、小中学校、地区老人会、ボランティアグループ等の地域ぐるみの緑化運動を推進します。

豊かな自然環境の活用

自然環境の保全を基本として、住民が自然を身近に感じられる場、自然を学ぶことのできる場づくりに努めます。

3 . 上下水道の整備

(1) 現状と課題

本町は、会津若松地方水道用水供給事業団から水道供給が行われており、今後とも安全で良質な水を安定的に供給することが重要な事項です。また、近年は地震などの災害に対する安全性の確保が大きな課題となっており、水道施設の計画的な更新や耐震化など災害に強い施設整備を推進していく必要があります。

下水道整備は周辺環境の向上と河川等公共用水域の水質汚濁防止、地域振興の面からも重要であり不可欠な事業です。本町では、公共下水道事業を推進するとともに、農業集落排水整備事業及び合併処理浄化槽設置による取り組みを進めています。今後も、地域の特性と財政負担を十分に考慮しながら、適切な事業手法を選択し効率的かつ適正な整備を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

水源の保全、水道施設の効率的な維持管理や老朽管の更新、耐震化、経営の適正化や効率化を図り、安全で質のよい、そして安定した水の供給を確保します。また、地域の特性に応じた各種下水道事業を推進し、快適な生活環境の確保を進めます。

(3) 施策内容

安全で良質な水の安定供給と健全経営

安全で良質な水の安定した供給確保のための、施設整備の充実とともに老朽施設の更新が求められます。また、水道事業の経営の健全化について取り組みます。

公共下水道事業の推進

快適な生活環境を確保するため、中長期の整備目標に沿った区域拡大を図り、公共下水道の計画的な整備を進めます。

水環境保全の意識啓発を図りながら、水洗化率の向上に努めます。

排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域外については、農村集落排水事業や浄化槽市町村整備推進事業を推進し排水の適正処理を図ります。

4 . 環境衛生対策の充実

(1) 現状と課題

近年、大量生産・大量消費を中心とした社会経済活動や生活利便性を求める消費者ニーズを背景として、排出されるごみの量が増加し、環境に大きな負荷を与えています。環境問題は、日々の生活や経済活動が原因となっているものであり、すべての人が自らの問題としてとらえ、省資源やリサイクルなど循環型社会の形成に向けた積極的な取り組みを進める必要があります。

本町のごみの量は年々増加傾向にあり、ごみを減らし資源を有効活用するためには、住民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、ごみの分別、減量化を徹底するとともに、リサイクル活動の強化や発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の意識を高めていくことが求められます。また、ごみ処理費の削減に向けた取り組みを進めるなど効率的なごみの収集・処理体制の充実を図っていくことも重要になります。

今後定住の促進を図る上では、新たな墓地の整備も求められています。

(2) 施策の基本方針

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、住民・事業者と行政が一体となっておみの減量化や資源リサイクルなどに取り組みます。

また、環境衛生対策に必要な各種施設については、広域連携を踏まえつつ効率的な整備を進めます。

(3) 施策内容

資源リサイクル等の推進

ごみの発生・抑制に向けた取り組みを推進します。

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、R3運動（リサイクル、リユース、リデュース）などの資源リサイクルを推進します。

ごみの有効利用を図るため、生ごみの堆肥化を推進します。

廃棄物適正処理対策の推進

道路や河川・山林等への不法投棄が目立つことから、住民、関係機関等の協力体制を強化し、モラルの向上と不法投棄のないまちづくりを目指します。

畜産の排泄物、産業廃棄物などによる公害の監視体制を強化し、未然防止を図りながら、発生源に対する指導強化に努めます。

ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備充実

ごみ処理広域化基本計画に基づき、効率的なごみ処理、し尿処理施設の整備に取り組みます。

墓地の整備

長期的な墓地需要の把握に努め、既存墓地の維持管理とともに新たな墓地の確保を進めます。

モラル
道徳。倫理。

5 . 消防・防災体制の充実

(1) 現状と課題

高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化、若年人口の減少など、地域の防災力の低下が懸念されています。そのため、住民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の充実を図るとともに、住民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの災害時要援護者への対応など、災害発生時に的確に対応できる防災体制や消防・救急体制の充実が求められています。

本町は、森林や河川などの豊かな自然環境に恵まれています。自然は時に大きな災害を引き起こす危険性も有しています。こうした自然災害から住民の生命と財産を守るため、国や県、関係機関との連携のもと、森林や河川などの災害対策を充実するなど治山・治水・砂防事業を積極的に推進していく必要があります。また、公共施設や住宅の耐震化など災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

災害の防止や被害の軽減に向けた防災対策の強化や住民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災体制や消防・救急体制を強化し、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

国や県と連携して、森林の整備や砂防対策などの治山・治水・砂防事業を推進します。

(3) 施策内容

消防団活性化対策の推進

広域常備消防体制のなかで常備消防体制と救急体制の強化を図ります。

消防団員の確保、消防団活動の啓発など消防団活動の活性化を図ります。

地域防災計画などの防災関連指針の策定

各種災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策に至る防災の指針となる地域防災計画などを策定します。

総合的な防災が的確に進められるように、計画の定期的な点検と必要に応じた見直しにより充実を図ります。

防災対策の充実

公共施設や住宅の耐震性の向上を促進するとともに、防災行政無線の整備、避難路・避難場所の確保や周知の徹底を進めます。

防火水槽、消火栓、消防屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプなど防災設備・備品の更新を計画的に推進します。

防災訓練などを実施し、住民の防災意識の啓発に努めるとともに、住民相互が助け合い、協力し合う自主防災組織の育成を支援します。

治山・治水対策の促進

河川や溜池の改修、急傾斜地の崩壊防止など災害を未然に防ぐ対策の充実を図ります。

住宅や公共施設の防災対策の充実

住宅や事業所については、耐震化や不燃化など防災対策の充実に努めます。

災害時の防災拠点や避難場所になる役場や学校など公共施設については、耐震化や不燃化を進めます。

6 . 交通安全・防犯体制の充実

(1) 現状と課題

自動車保有台数や、免許保有数の増加に伴い交通事故件数は年々増加傾向にあります。特に近年は、高齢者や子どもなど交通弱者を巻き込んだ交通事故が多くなっています。特に高齢者については、加害者になることも多く、高齢化が進む本町にとっては大きな問題となっています。

交通事故のない住み良い社会を形成する上では、高齢者や子どもたち、若者や中高年ドライバーへの交通安全啓発活動とともに、交通量の多い幹線道路や危険な交差点の改良整備や適正な交通規制の実施、交通安全標識など交通安全施設の整備を図ることが必要です。そのためには、警察や県、関係団体などとの連携のもとに適切な対策を講じていくことが必要です。

町内の犯罪発生は近年増加傾向にあり、なかでも窃盗が大きな比率を占めるとともに、犯罪の若年化が進んでいます。また、近年幼い子どもを狙った犯罪も多発しており、主要な道路や通学路における街灯や防犯灯の設置など防犯対策の充実とともに、地域内で住民の協力による、防犯への取り組みが必要です。

(2) 施策の基本方針

交通安全施設の整備や、各機関の連携や地域ぐるみの交通安全教育や防犯体制の充実を図り、安全で安心できるまちづくりを進めます。

特に、子どもや高齢者など交通弱者に配慮した整備、支援体制の充実を図ります。

(3) 施策内容

安全対策の充実

夜間の犯罪を未然に防止するために、防犯灯の設置を計画的に推進します。

交通の安全性を確保するために、歩道の確保や危険個所へのカーブミラー、ガードレール、車両速度抑制を促す標識などの設置を図ります。

冬季における車歩道の安全性を確保するために、除雪対策などの充実を図ります。

防犯体制の強化

家庭、地域、学校、関連団体が連携し、犯罪を未然に防ぐための体制を強化します。

町の将来を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、防犯体制の強化を進めます。

交通安全思想・教育の高揚

子どもから高齢者に至るまで安全に対する認識がもてるように、各機関と連携を図り、交通安全教室の開催など、交通安全対策の充実に努めます。特に高齢者に対しての交通安全思想・教育の強化に努めます。

運転者の安全運転の重要性、ルール、マナーの尊重などの意識啓発を図るとともに、安全運転管理者（事業所等）に対する働きかけを行います。

7 . 消費者対策の充実

(1) 現状と課題

近年、高齢者を狙った悪質な訪問販売、複雑な契約による商品販売、インターネットを利用した消費者トラブルの増加など消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化してきています。このような住民の消費生活における安全の確保は、きわめて重要な問題となってきました。

(2) 施策の基本方針

地域、警察、行政が一体となって、住民の消費生活の安全を確保するための、消費者相談体制の充実や、消費者トラブルを未然に防止するための情報の提供や意識の啓発を進めます。

(3) 施策内容

消費者相談体制の充実

きめ細かな消費者に対する相談に応じられるように、消費生活相談体制を確立し、住民の消費生活の安全を確保します。

消費者意識の啓発

消費生活のための講座や消費者問題に対する各種の情報提供、消費者教育を推進しながら、消費生活の啓発運動の推進を図ります。また、高齢者に対して、消費者トラブルを未然に防止するための啓発を進めます。

消費者団体の育成

消費生活分野の学習等の活動を行う団体の育成及び活動支援を行い、消費生活能力の向上に努めます。